

令和3年度 東京都私立高等学校等

## 授業料軽減助成金(東京都認可私立通信制高等学校)のお知らせ

対象校

NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、  
聖パウロ学園高等学校、東海大学付属望星高等学校、目黒日本大学高等学校、立志舎高等学校

## 1 授業料軽減助成金について

東京都認可私立通信制高等学校に在学している生徒の保護者の皆さまには、授業料負担を軽減することを目的として、返還が不要な助成制度があります。このお知らせでご案内するのは、東京都の助成制度である「**授業料軽減助成金**」です。

令和3年度は、年収目安約590万円～約910万円までの世帯に対し、在学校の授業料を上限に国の「**就学支援金**」と合わせて、25万4,000円(東京都認可私立通信制高等学校平均授業料相当)まで助成する制度です。

また、所得要件を超過した場合でも、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯については、5万9,400円まで助成が受けられます。

制度を利用するためには、**年度ごとに申請が必要ですので、ご注意ください。**

※年収目安約590万円未満の世帯(生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税均等割のみの世帯を含む)は、国の「**就学支援金**」のみが対象となります。

## 2 申請期間 令和3年10月1日(金)～令和3年10月31日(日) ※10月31日(日)消印有効

<申請後のスケジュール>

※期間外の申請につきましては、受付できません。

- ① 10月1日～3月中旬 ⇒ 私学財団での審査・学校での在籍等の確認

- ② 3月下旬 ⇒ 結果の通知、申請者口座への振込

※スケジュールは、変更となる場合があります。(東京都私学財団のホームページや、各学校を通じてお知らせいたします。)

## 3 対象となる申請者の要件と軽減額

【申請者の要件】 下記の(1)～(3)のすべての要件に該当する方です。

(1) 保護者(申請者)と生徒が、**令和3年5月1日以前から申請時まで引き続き東京都内に居住**

(2) **令和3年10月1日現在、東京都認可の私立通信制高等学校に在学する生徒の保護者**

↳ 令和3年10月2日以降に入学した場合は、申請日時点で在学していることが要件になります。

(3) 次の対象世帯区分A～Cのいずれかに該当する方 (※該当の可否に関するお電話での案内はできませんのでご了承ください)

対象世帯区分		軽減額(年額)
A	区市町村民税課税標準額×6%－区市町村民税調整控除相当額が、154,500円以上304,200円未満の世帯	135,200円
B	上記Aの基準を超過する場合で、世帯人数に対応した基準額以下の世帯	
C	上記Bの基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯(多子世帯)	59,400円

全世帯の方

【区市町村民税課税標準額について】・詳細は、右のQRコードまたはURLからご確認ください。



[https://www.shigaku-tokyo.or.jp/kazei\\_hyojungaku.html](https://www.shigaku-tokyo.or.jp/kazei_hyojungaku.html)

【調整控除相当額について】

・申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入(パート等)が配偶者控除の範囲内の所得=1,500円

・申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯で、配偶者控除を受けていない世帯又は配偶者に収入があり、配偶者特別控除を受けている世帯=3,000円

【年額について】 授業料軽減助成金の軽減額(年額)は、就学支援金との合計額が25万4千円の範囲内で、保護者が実際に負担する授業料が上限になるため、表記の軽減額(年額)より減額となる場合があります。

B世帯の方

・詳しくは、下記**4**対象世帯区分Bの「基準額表」をご参照ください。

C世帯の方

・世帯において税法上扶養する23歳未満の子が3人以上いることが条件です。税法上扶養するとは、令和2年12月31日時点で扶養しているものとして住民税の申告をしている状態になります。なお、令和3年の1月1日～5月1日の間に生まれた子は、扶養する23歳未満の子の人数に含めます。

## 4 対象世帯区分Bの「基準額表」

対象世帯区分Aの基準を超過する場合で、かつ、令和3年度の基準額【区市町村民税課税標準額×6%－区市町村民税調整控除相当額】が、2ページの「基準額表」に定める世帯人数に対応した基準額以下の世帯であれば、**3**(3)の「**B 世帯人数に対応した基準額以下の世帯**」に該当します。

世帯人数は、申請者及びその配偶者と、それぞれの税法上の扶養人数(課税証明書・非課税証明書に記載された人数)の合計人数となります。

**I. ひとり親家庭及び配偶者控除を受けている世帯**に該当する方⇒申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入(パート等)が、**配偶者控除**の範囲内の所得の世帯です。

**II. 配偶者控除を受けていない(ひとり親家庭を除く)世帯**に該当する方⇒申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯で、**配偶者控除**を受けていない世帯又は配偶者に収入があり、**配偶者特別控除**を受けている世帯です。

**【基準額表】**

I. ひとり親家庭 及び 配偶者控除を受けている世帯			
世帯人数	5人	6人	7人
基準額	313,800円以下	327,600円以下	358,680円以下
世帯人数	8人以上		
基準額	358,680円に世帯人数が1人増すごとに31,080円を加えた額以下		

II. 配偶者控除を受けていない（ひとり親家庭を除く）世帯					
世帯人数	3人	4人	5人	6人	7人
基準額	320,340円以下	378,120円以下	438,060円以下	451,860円以下	482,940円以下
世帯人数	8人以上				
基準額	482,940円に世帯人数が1人増すごとに31,080円を加えた額以下				

**世帯人数の数え方**

世帯人数とは、「申請者とその税法上扶養する人数」と「配偶者とその税法上扶養する人数」の合計人数（課税証明書・非課税証明書に記載された扶養人数）となります。

申請前に扶養人数の確認をしてください。扶養の申告漏れがある方は、修正申告後に申請してください。

なお、扶養人数は住民票に記載された人数と一致するとは限りません。

- 同居している祖父母等 …… 住民票が別になっている場合でも、税法上で扶養関係があれば世帯人数に含めます。祖父母等の「住民票」、「課税証明書等」の提出は不要です。
- 一人暮らしの兄弟姉妹 …… 生徒の兄（姉）が大学生で下宿等により住民票が別になっている場合でも、税法上で扶養関係があれば世帯人数に含めます。兄弟姉妹の「住民票」の提出は不要です。
- 今年4月に就職した兄弟姉妹 …… 今年1月1日以降の扶養関係に異動があり、申請時点で住民票が別になっているとしても、昨年扶養に入っていた場合には税法上の扶養人数に入っているため、世帯人数に含むこととなります。

**5 申請に必要な書類一覧**

必 要 な 書 類	下記 ①②③ をご提出ください。		
① 令和3年度私立高等学校等 授業料軽減助成金交付申請書 (東京都認可私立通信制高等学校) 専用			
② 住民票 (コピー可)	<table border="1"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">確認項目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 世帯全員の記載があるもの</li> <li>• 続柄の記載があるもの</li> <li>• <u>マイナンバー（個人番号）の記載がないもの</u></li> <li>• 令和3年7月1日以降の発行、申請日前3ヵ月以内に発行したもの</li> </ul> </td> </tr> </table>	確認項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 世帯全員の記載があるもの</li> <li>• 続柄の記載があるもの</li> <li>• <u>マイナンバー（個人番号）の記載がないもの</u></li> <li>• 令和3年7月1日以降の発行、申請日前3ヵ月以内に発行したもの</li> </ul>
確認項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 世帯全員の記載があるもの</li> <li>• 続柄の記載があるもの</li> <li>• <u>マイナンバー（個人番号）の記載がないもの</u></li> <li>• 令和3年7月1日以降の発行、申請日前3ヵ月以内に発行したもの</li> </ul>		

所得及び扶養状況等を証明する書類

**③ 令和3年度 課税証明書・非課税証明書等 (※1) (※2) (コピー可)**

- |      |  |
|------|--|
| 確認項目 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 生徒の扶養の記載があるもの（名前は必要ありません）</li> <li>• 扶養人数（内訳）の記載があるもの</li> <li>• 課税証明書・非課税証明書の場合は申請日前3ヵ月以内に発行したもの</li> <li>• 申請者及びその配偶者のもの（※3）</li> </ul> |
|------|--|

※1 扶養の申告漏れがある場合は、修正申告後に課税証明書・非課税証明書を提出してください。

※2 原則、「課税証明書・非課税証明書」をご提出ください。なお、納税方法が特別徴収だけであり、給与収入が1か所のみの方の場合に限り、「特別徴収税額決定通知書」による提出が可能です（特別徴収税額決定通知書をご提出の際は、必ずA3サイズで1枚を分割することなく、全体が切れないようにコピーをお取りください）。

- 「源泉徴収票」「納税通知書」では受付できません。
- 令和3年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。
- **海外に赴任している方について**  
「課税証明書・非課税証明書」が入手できない場合は、勤務先発行の給与の支払証明書が必要となります。個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、4ページの**⑧** 問合せ先へご相談ください。

※3 配偶者の『課税証明書・非課税証明書』について

- [配偶者控除] の適用が無い（所得が1,000万円を超える方の同一生計配偶者を含む）場合
- [配偶者特別控除] の適用を受けている場合
- 申請者が自営業で、その配偶者が [事業専従者] の場合
- 申請者が [配偶者控除] を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認できる場合は、配偶者の証明書は不要です。

配偶者の証明書も必要です。

## 6 Q&A ～よくお問合せを頂くご質問（お問合せの前にご覧ください）～

### 1. 申請について

Q1. 今年度、全日制課程から通信制課程に転学しました。申請することはできますか。

A. 申請できます。ただし、今年度すでに全日制課程で申請している場合は申請できません。

Q2. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

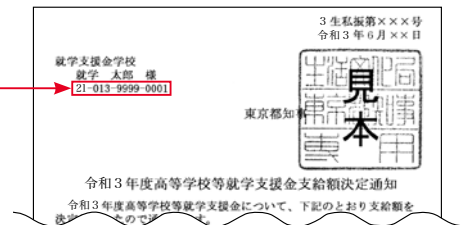
A. 併用できます。ただし、「授業料軽減助成金」は、「就学支援金」との支給総額は25万4千円の範囲内で、保護者が負担する授業料が軽減額の上限になります。学校の制度等で授業料が全額免除されている場合は、対象となりません。なお、「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q3. 申請書に記載する「就学支援金認定番号」は何を見ればわかりますか。

A. 6月中旬に学校から配布される「高等学校等就学支援金支給額決定通知」のうち、左上部のお名前の下にある13ケタの番号をご覧ください。

※1年生は学校から配布される認定番号（仮）をご記入ください。

※認定番号がわかりにならない場合は記入不要です。



Q4. 授業料の支払いが遅れていますが、「授業料軽減助成金」は受けられますか。

A. 受けることができますが、納付済みの授業料が軽減額の上限となります。ただし、保護者負担額を上限とし、納付済み分を保護者の口座に振り込み、未納分を授業料に充当する場合があります。

Q5. 都外に転居の予定がありますが、申請できますか。

A. 令和3年5月1日以前から申請時まで引き続き都内に居住していれば対象となります。

Q6. 申請をしたか、わからなくなりました。どうしたら確認できますか。

A. 申請書類を特定記録郵便で送付した際に、引き受けの記録として受領証を郵便局で受け取ります。受領証に記載の「問い合わせ番号」を用いて、日本郵便(株)のホームページ上で配送状況が確認できます。「お届け先にお届け済み」と記載があれば、申請していることが確認できます。

### 2. 申請者について

Q7. 生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。

A. 生徒の親権者をご申請ください。ただし、ご事情により親権者以外の他の人の収入により生計を維持している場合は、その人が申請してください。詳しくは、4ページの⑧「問合せ先」へご相談ください。

Q8. 事情により、生徒を「課税証明書」の扶養に入れることができません。その場合は申請できますか。

A. 令和3年5月1日から申請時まで、保護者と生徒が引き続き東京都内に居住している場合は申請できます。ただし、1ページの③対象世帯区分B又はCに該当している方は、後日確認のご連絡をする場合があります。

Q9. ひとり親家庭です。申請できますか。

A. 申請できます。必要書類等ご不明な点につきましては、4ページの⑧「問合せ先」へご相談ください。

Q10. 令和3年1月1日以降にひとり親になったため、「課税証明書」に生徒の扶養が載りません。申請できますか。

A. 申請できます。令和3年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。

Q11. 保護者がいません（成人している場合等）。本人が申請できますか。

A. 生徒が、他の人（配偶者等）の収入により生計を維持している場合はその人（配偶者等）が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、4ページの⑧「問合せ先」へご相談ください。

Q12. 保護者が単身赴任（海外含む）のため都内にいない場合は申請できますか。

A. 保護者（親権者等）の一方が都内に居住していれば申請できます。なお、単身赴任中の保護者は「所得及び扶養状況等を証明する書類」も必要となります。

Q13. 保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。

A. 保護者（親権者等）の一方が都内に居住していれば申請できます。なお、海外赴任中の保護者は、勤務先が発行する「給与支払証明書」の提出が必要となります。個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、4ページの⑧「問合せ先」へご相談ください。

### 3. 住民税額等が減額になった場合について

Q14. 10月の申請期間が終了した後に住民税額が減額変更になり、申請要件を満たすことになったのですが、申請することはできますか。

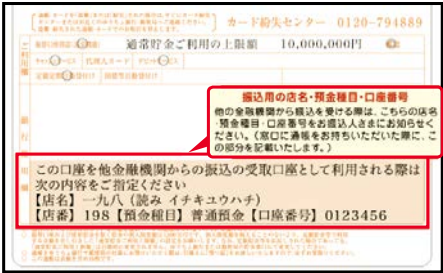
A. 特別申請期間中に申請できます。令和4年1月上旬に特別申請期間を設けて申請を受付ける予定です。特別申請は申請時点において、1ページの③「対象となる申請者の要件」に該当される方が対象となります。日程などの詳細については、11月中旬以降に4ページの⑧「問合せ先」へお問い合わせいただくか、私学財団のホームページをご覧ください。なお、特別申請期間終了後に、申請を受付けることはできません。



## 4. 振込先口座について

- Q15. 振込先口座は配偶者や生徒の名義の口座でも振り込まれますか。  
 A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義（個人）の口座を記入してください。
- Q16. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。  
 A. ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示し印字をすると、他金融機関振込用の店名・口座番号が印字されます。  
 通帳に最初から記載されている「記号」「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例  
 【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456



- Q17. ゆうちょ銀行以外の店名・口座番号はどうやって確認できますか。  
 A. 銀行の通帳や、キャッシュカードに印字された番号をご確認ください。

## 7 申請の方法

- ① 申請書と必要な書類をご準備ください。※詳しくは2ページの「5」申請に必要な書類一覧をご参照ください。
  - ② 兄弟姉妹で申請する場合は、それぞれ必要書類をご用意いただき、「2名分申請」と封筒に記載してください。
  - ③ 郵便局の窓口で「特定記録郵便」でお出しください。「特定記録郵便」の配送状況は日本郵便(株)のホームページで確認できます（※特定記録郵便の控えは、受給が確認できるまでお手元に保管しておいてください）。
- ※ ご提出いただいた書類は審査結果に関わらず返却いたしません。控えが必要な方はコピーをお取りください。

### 宛名ラベル

「宛名ラベル」を切り取って封筒に貼ってください。

〒162-8799 **特定記録**  
 牛込郵便局留  
 (公財) 東京都私学財団  
 授業料軽減担当 行

差出人名	
住所	〒□□□-□□□□

※提出前にご確認ください

- ①②③を必ずご提出ください
- ① 授業料軽減助成金（東京都認可私立通信制高等学校）交付申請書 ④
  - 署名欄に署名はしましたか？
  - 多子判定の条件に当てはまる場合にチェックをしていますか？
  - 所得の証明書提出のいずれかにチェックをしましたか？
  - 振込先口座の名義人は申請者本人のものでしょうか？
- ② 住民票（コピー可）
  - 世帯全員及び続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものですか？
  - 令和3年7月1日以降発行、申請日前3カ月以内に発行したものですか？
- ③ 所得及び扶養状況等を証明する書類（コピー可）  
 (令和3年7月1日以降発行、申請日前3カ月以内に発行したもの)
  - 令和3年度の課税証明書・非課税証明書又は、特別徴収税額決定通知書のいずれか
  - 生徒の扶養の記載があるものですか？
  - 申請者及び配偶者2名分提出（配偶者控除のない世帯）
  - 特別徴収税額決定通知書で提出する場合、特別徴収だけで納税されていますか？
  - 特別徴収税額決定通知書をA3サイズで1枚に収まるようにコピーされていますか？  
 (※特別徴収以外に納税されている場合は、必ず課税証明書をご提出ください。)

★必ず下記の住所にお送りください。

【送付先住所】 〒162-8799 牛込郵便局留 (公財) 東京都私学財団 授業料軽減担当 行

## 8 問合せ先

※申請受付期間中など、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当  
 ☎ (03) 5206-7925 (土・日・祝日・年末年始を除く 9:15 ~ 17:00)  
 東京都私学財団 **検索** <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、(公財) 東京都私学財団及び東京都が共有します。個人情報の取り扱いについては、別紙<申請書記入例>裏面をご参照ください。